

困難を抱える子ども・若者の支援のために・・・

出雲市子ども・若者支援協議会 設置

昨今、社会情勢や経済状況が急激に変化し、有害情報が増え、全国的に、ニート、ひきこもり、不登校、発達障がいなど、子ども・若者の抱える問題は、複雑多様化、深刻化してきています。そして、これらの問題を抱える子ども・若者に対して、これまでの縦割りの対応では限界がきています。このような状況のなか、平成22年4月「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

市では、この推進法の施行に伴い、子ども・若者育成支援に係る関係機関・団体が連携をとりあい、効果的かつ円滑な支援をおこなっていくために、1月28日、「出雲市子ども・若者支援協議会」を設置しました。この協議会を中心に、関係機関・団体、地域が連携しあって、困難を抱える子ども・若者への支援を進めていきます。



1月28日 出雲市子ども・若者支援協議会を設立

深刻化する 子ども・若者の状況

昨今の子どもの若者の状況をみると、知的障がい、肢体不自由等の障がいに加え、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、自閉症といった発達障がいをもつ子どもや若者が微増傾向にあります。また、不登校、未就学・未就職、中途退学者等、困難を抱える子どもや若者たちも年々顕在化してきてい

る状況です。一方、内閣府では、昨年7月、若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）結果を発表し、15歳以上39歳以下の若者のひきこもり出現率は1・79%であるとしました。この出現率を出雲市にあてはめると、約700人の若者がひきこもり傾向にあると想定されます。社会の表面にあらわれてこない、困難を抱える子ども・若者が多数存在すると考えられます。

子ども・若者育成支援推進法の概要

1. 子ども・若者の対象年齢 0歳から30歳代
2. 趣旨・目的・事業
子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組みについて定め、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進する。
 - 1) 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備
○子ども・若者育成支援推進大綱の策定（国）
○子ども・若者計画の策定（都道府県・市町村）
○子ども・若者総合相談センターの設置（都道府県・市町村）
 - 2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備
○子ども・若者支援地域協議会の設置（都道府県・市町村）

困難を抱える子ども・若者を 支援するシステムの構築

市では、困難を抱える子どもや若者に

適切な支援をおこなっていくために、福祉、保健・医療、教育、雇用、矯正・更生保護、青少年育成・支援の各分野の機関・団体等が参画する「出雲市子ども・若者支援協議会」を設置しました。

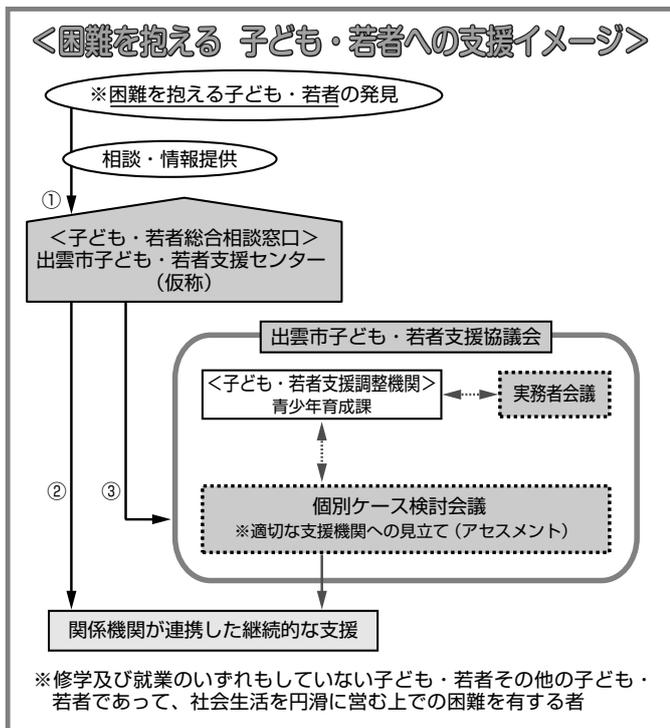
今後、子ども・若者の総合相談窓口として、現在の「出雲市子ども支援センター」に若者支援機能を充実させた、「出雲市子ども・若者支援センター（仮

称）」を開所し、相談受付から支援まで一体的継続的なサポートをおこなっていくシステムをつくっていきます。

困難を抱える

子ども・若者への理解を

「出雲市子ども・若者支援協議会」では、下記のとおり、子どもや若者が抱える困難の状況を理解してもらうための講演会を開催します。まずは講演会にお出かけたいただき、支援の第一歩を踏み出してみませんか。



- ① 子ども・若者に関する相談を受け付けます<子ども・若者総合相談窓口>
- ② <子ども・若者総合相談窓口>で受け付けたケースを適切な支援機関へ繋がります
- ③ 個別のケースに最適な支援機関・プログラムを検討し、支援機関へ繋がります

悩んでいるあなた、まずは相談ください！



でんわ 0120-84-7867

(ヤッホー ナヤムナ)

月～金曜日 8:30～18:00

土曜日 8:30～17:00

出雲市子ども支援センター

出雲市今市町北本町1-7
出雲勤労青少年ホーム内

カウンセリングの達人によるスペシャル講演会

… 出雲市子ども・若者支援協議会 …

困難を抱える子ども・若者への支援を考える

原宿カウンセリングセンター所長として、長い間困難を抱える子ども・若者、家族に寄り添い、援助してきた講師が、これまでのカウンセリングの中から感じた、困難を抱える子ども・若者への支援についてお話しします。

- *日 時 平成 23 年 3/5(土) 午後 1:30～4:00
- *会 場 ビッグハート出雲 白のホール
- *参加費 無料
- *講演会 「困難を抱える子ども・若者への支援について」
- *子ども・若者支援機関の取組み紹介



講師
原宿カウンセリングセンター
所長 信田さよ子さん

- 島根県立宍道高校、思春期・青年期の居場所「ぷらりねっと」、しまね若者サポートステーション
- *申込方法 E-mail または Fax で、①郵便番号・住所、②名前、③電話番号を記入し、申し込みください
- *申し込み・おたすね 出雲市子ども・若者支援協議会事務局 (青少年育成課)

Tel: 21-6297 Fax: 21-6299 E-mail: seishounen@city.izumo.shimane.jp